

福島県エネルギー・環境・リサイクル企業コンソーシアム事業化促進事業
サーキュラーエコノミー構築ポテンシャル調査業務
公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、福島県（以下「県」という。）が実施する「福島県エネルギー・環境・リサイクル企業コンソーシアム事業化促進事業 サーキュラーエコノミー構築ポテンシャル調査業務」において、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により受託候補者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務名

福島県エネルギー・環境・リサイクル企業コンソーシアム事業化促進事業
サーキュラーエコノミー構築ポテンシャル調査業務

3 業務概要

令和7年6月に改定された「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」において、エネルギー・環境・リサイクル分野における具体的取組として福島県浜通り地域等※でのサーキュラーエコノミーの構築が目指されている。

サーキュラーエコノミーの構築に向けては、単一の自治体や企業の取組だけでは限界があることから、福島県浜通り地域等に存在する廃棄物・副産物の実態及び循環ポテンシャルを把握しながら、広域性や動静脈産業の連携による事業化あるいは社会実装の可能性を検討する必要がある。

このため、本業務では、福島県浜通り地域等における廃棄物・副産物の種類、発生量、処理・再資源化の流れ等を整理・分析し、サーキュラーエコノミー構築の可能性のあるシナリオを複数検討するとともに、自治体及び地域産業との連携による将来的な事業化・社会実装に向けた方向性やロードマップ、推進体制の在り方等を取りまとめる業務を行う。

※福島県浜通り地域等：いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

4 業務仕様

別紙委託仕様書のとおり

5 委託期間

契約の日から令和9年3月31日まで

6 見積限度額

20,000千円以内（消費税及び地方消費税含む。）

7 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

(1) 実施主体の形態

本業務は、2以上の民間企業（法人）で構成される企業コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）として実施するものとする。

(2) 代表企業の設置

コンソーシアムは、必ず1者を「代表企業（幹事企業）」として定めること。

プロポーザルへの参加資格を有する者は、当該代表企業とする。

代表企業は、本業務に係る県との契約締結、県との連絡調整、委託料の受領、業務進行管理等について一切の責任を負うものとする。

(3) 福島県浜通り地域等に関する要件

原則として、コンソーシアムの代表企業又は構成企業のいずれかが、福島県浜通り地域等に、本社、事業所、試験・評価センター、研究開発拠点又は生産拠点等を有していること。

また、本事業における研究開発や実用化、事業化の大宗を福島県浜通り地域等において実施する見込みであること。

福島県浜通り地域等は、次に掲げる市町村を指す。

・いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村の15市町村

(4) 法令関係

コンソーシアムの代表企業及び構成企業は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

(ア) 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

(イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を

- 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (カ) 県税を滞納している者でないこと。
- (キ) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(5) 業務実施体制

各構成企業の役割分担を明確にした実施体制を構築していること。

(6) 即応体制

コンソーシアムの代表企業は、本業務の実施について県の要求に応じて即座に来庁し、対応できる体制を整えていること。

(7) 重複参加の禁止

同一の企業は、同一の公募テーマにおいて、複数のコンソーシアムに重複して参加することはできない。

(8) 契約形態

県との契約は、コンソーシアムの代表企業との単独随意契約とする。

8 委託事業者数

本公募テーマにおいて、県が委託する事業者は1 コンソーシアム（代表企業1社）とする。

9 実施スケジュール

項目	日程
公募開始	令和8年5月13日（水）
「参加申込書」の提出期限	令和8年5月27日（水）午後5時
「企画提案書」の提出期限	令和8年6月10日（水）午後5時
審査会	令和8年6月17日（水）頃（予定）
審査結果の通知	令和8年6月19日（金）頃（予定）
候補者打合せ、契約締結	令和8年6月下旬（予定）

10 募集要領等の入手方法

募集要領及び提出書類等の様式については、県次世代産業課のホームページからダウンロードして入手すること。なお、県次世代産業課窓口又は郵送等による配付は行わない。

11 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年5月27日（水） 午後5時（必着）

(2) 提出方法

電子メール、郵送

※電子メールの場合は送付後、電話にて着信確認をすること。

(3) 提出書類（各1部）

以下の書類はコンソーシアムの代表企業が取りまとめ、県へ提出すること。

- ① 参加申込書（様式1）※代表企業が記入。
- ② コンソーシアム参加同意書（様式1-1）※構成企業が記入。
- ③ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式1-2）
※代表企業及び構成企業が記入。

(4) その他

参加申込書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

1.2 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「1.1 参加申込書の提出」を行った上で、企画提案書等を提出期限までに提出すること。

(1) 提出期限

令和8年6月10日（水） 午後5時（必着）

(2) 提出方法

郵送

ア 封筒表面に「エネルギー・環境・リサイクル企業コンソーシアム事業化促進事業
サーキュラーエコノミー構築ポテンシャル調査業務委託公募型プロポーザル企画
提案書類」と赤字で明記すること。また、郵送時には簡易書留を利用するなど、書
類の送付記録が残る方法で提出すること。

イ CD-ROMや電子メール等の電子媒体及びFAXによる提出は認めない。

(3) 提出書類

以下の書類はコンソーシアムの代表企業のみが提出するものとし、各構成企業は提出する必要はない。

- ① 企画提案書（添書、様式2）
- ② 企画提案書（本体、様式任意）

ア 表紙を除き20頁以内、A4判・両面印刷とする。

イ 本業務に係る実施計画、実施体制を含め、企画提案書を作成すること。

ウ 本業務は単年度事業であるが、公募テーマの事業化の可能性を考慮のうえ、複数
年度にわたる計画及び将来展望についても記載すること。

- ③ 見積書（様式任意）

見積書は、積算内訳を示すこと。その際、コンソーシアム各構成企業における委託料
の執行予定を可能な限り明確に示すこと。

- ④ 会社概要書（様式2-1）
- ⑤ 直近2年分の事業報告及び決算資料
- ⑥ コンソーシアム実施体制図（任意様式）
- ⑦ 類似業務の実施実績（様式任意、該当者のみ）

令和6年度以降に官公署から受注した本業務に技術上類似する業務を実施した実績がある場合には、その実績（時期、業務名、業務内容、受注額等）を記載し、提出すること。

- ⑧ パートナーシップ構築宣言の宣言内容が確認できる書類（該当者のみ）

（4）提出部数等

- ア 提出部数は8部（正本1部、副本7部）とする。提出された書類は返却しない。
- イ 提出書類の作成に要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金・旅費の支払は行わない。
- ウ 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

1.3 企画提案書を失格とする事項

次のいずれかに該当する企画提案書は失格とする。

- （1）募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
- （2）虚偽の内容が記載されている企画提案書
- （3）審査委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

1.4 業務委託予定者の選定

（1）審査方法

業務委託予定者の選定は、別途設置する「外部評価委員会」が行うものとする。外部評価委員会はプロポーザルによる各参加者からの企画提案についてプレゼンテーション審査を行い、これを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

（2）審査会

ア 開催日時及び会場（予定）

① 開催日時

令和8年6月17日（水）頃 ※日時は別途通知

② 会場

福島市内会場 ※詳細は別途通知

イ 所要時間

提案者からの説明時間は15分以内とし、15分程度の質疑応答を実施する。

ウ プレゼンテーションに係る留意事項

- ① プレゼンテーションの具体的な開始時間等の詳細については、提案書の提出期日後に通知する。

- ② 提案者が審査会場に入場できる人数は3名までとする。
- ③ プレゼンテーションにおいては、提案書の内容及びこれを補完する説明をすることとし、新たな資料の配付は認めない。

(3) 審査基準及び配点

下記の審査項目及び評価基準により審査を行う。

審査項目	評価基準	配点
1 公募テーマへの適合性	公募テーマの趣旨を的確に理解し、解決すべき社会的課題や検証ポイントが整理されているか。	20点
2 事業実施の確実性	事業を確実に実施するためのリソース・体制（資金や設備、人材、コンソーシアム内の役割分担など）が備わっているか。	20点
3 事業内容の適切性	事業内容及び実施方法が目的に照らして適切か。	20点
4 事業実施の有効性	事業実施において有効性がある技術やノウハウなどを有しているか。	20点
5 事業化計画の妥当性	事業実施後の展開を含め、事業化に向けた計画は妥当か。	20点
計		100点

※上記の他、パートナーシップ構築宣言をしている企画提案者に対しては、加点措置として、各委員の評価の合計点数に対して2点を加点するものとする。

※各委員の総合評価の合計点数が満点の60%を満たしたものを採択の目安とし、複数の応募があった場合はその中で最も点数の高い応募者を委託先として決定する。

1.5 審査結果の発表及び通知

- (1) 期 日：令和8年6月19日（金）頃 ※予定
- (2) 発表方法：申請者に対し書面で通知するとともに、県次世代産業課ホームページにおいて公表する。
- (3) その他：審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。なお、選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求められることができる。

1.6 企画提案書等の提出先及び問合せ先

福島県エネルギー・環境・リサイクル企業コンソーシアム事業化促進事業事務局
〒171-0033 東京都豊島区高田二丁目17番22号 目白中野ビル6階
株式会社エックス都市研究所内
電話番号 0120-914-019

E-mail : fukushima_consortium@exri. co. jp

担当者名 メルリーニ、永富、西村

1 7 契約に関する事項

(1) 契約締結の手続きについて

ア 本業務の業務委託仕様書は県と委託候補者との協議により確定する。

イ 県は福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続きにより、業務委託仕様書に基づき委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(2) 契約保証金について

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(4) その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、または見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議をする。

1 8 その他

(1) 本業務は、国庫（地域経済政策推進事業費補助金（福島イノベーション・コースト構想推進基盤整備事業（関連事業創出等事業）））を財源として実施するものである。

(2) 提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(3) 提出された提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となる場合がある。

(4) 特許権等の技術開発の成果は、委託契約に基づき、受託者に帰属させることができる。

納入される成果物に受託者又は第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、受託者が当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。また、この他著作権等の扱いについては契約書に定めるとおりとする。

(5) 本委託事業は単年度事業とし、次年度以降の事業実施については、当該年度の予算措置等を踏まえ、改めて募集する。